

## 社会福祉法人 光 光の丘（通所介護及び第1号通所介護）運営規程

### （事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人光が開設する指定通所介護及び第1号通所介護「光の丘通所介護」（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定通所介護及び第1号通所介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態及び要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 光の丘 通所介護

（2）所在地 埼玉県入間郡越生町大字上野3078番地5

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）生活相談員 1人以上

利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

（3）看護職員（看護師若しくは准看護師） 1人以上

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。

（4）介護職員 4人以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

（5）機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、機能の減退を防止するための訓練を行う。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 8時30分から17時30分までとする。

（3）サービス提供時間 以下①～④までとする。

① 9時30分～16時30分 ② 9時30分～15時30分

③ 10時30分～16時30分 ④ 10時30分～15時30分

(利用定員等)

第6条 利用定員は、1日30名とする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(通所介護計画書の作成)

第7条 生活相談員は他の従事者と協力して、機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画書を作成する。

2 生活相談員は、上記の通所介護計画書を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。

3 通所介護計画書の作成に当たっては、既に居宅サービス計画書が作成されている場合には、その内容に沿って作成する。

4 事業従事者は、それぞれの利用者について、事業計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

(サービスの内容)

第8条 事業所で行う指定サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴(一般浴・リフト浴)

(3) 機能訓練

(4) 健康管理

(5) 送迎

(6) 相談及び援助

(利用料等)

第9条 事業の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載のある負担割合に応じた額とする。

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

① 事業所から、片道おおむね10キロ未満 0円

② 事業所から、片道おおむね10キロ以上 500円

(2) 指定サービスに通常要する時間を超える指定サービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定サービスに係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を超える費用 1時間当たり 1,500円

(3) 食事の提供に要する費用 635円

(4) 日用品費 50円

(5) 教養娯楽費 100円

(6) おむつ代 実費

(7) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

(8) 指定サービスの提供に当たって、あらかじめ利用者又はその家族に対して、指定サービス内容及び費用について文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域等)

第10条 通常の事業の実施地域及び送迎の範囲は、越生町(梅園地区を除く)、毛呂山町一部(毛呂本郷、岩井、滝ノ入、簗和田)の区域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第 11 条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

(2) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。

(3) 体調不良等によって指定通所介護の提供に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 事業所は、サービスの提供中に利用者に病状の急変等の緊急事態が生じた場合、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第 13 条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対処するために必要な措置を講じる。

2 提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定通所介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、防火管理又は火気・消防等についての責任者を定め、火災・水害・土砂災害・地震等にも対処するための非常災害対策計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第 15 条 利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第 17 条 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護については」感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上）実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（個人情報の保護）

第 19 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 20 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

（2）継続研修 年 1 回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人光理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 8 月 1 日一部改正

3 平成 30 年 4 月 1 日一部改正

4 平成 30 年 8 月 1 日一部改正

5 令和 2 年 4 月 1 日一部改正

6 令和 4 年 4 月 1 日一部改正

7 令和 7 年 4 月 1 日一部改正

# 通所介護・第1号通所介護 重要事項説明書

<2025年4月1日 現在>

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担当 天笠 真

電話 049-292-5700 (10時~16時)

\* ご不明な点は、おたずねください。

## 2 光の丘の概要

(1) 提供できるサービスの種類 通所介護サービス及び第1号通所型サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	光の丘
所在地	埼玉県入間郡越生町大字上野3078番地5
介護保険指定番号	1172400309号
サービスを提供する 主たる対象地域	越生町（梅園を除く）、 毛呂山町一部（毛呂本郷、岩井、滝ノ入、箕和田）

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名( )	0名( )	サービス管理全般	1名( )
生活相談員	2名(2)	0名( )	生活上の相談等	2名(2)
機能訓練指導員	0名( )	1名(1)	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名(1)
事務職員	0名( )	2名(2)	一般事務・料金請求等	2名(2)
看護・介護職員	看護師	0名( )	医療、健康管理業務等	1名( )
	准看護師	0名( )		3名( )
	介護福祉士	4名(1)	日常介護業務等	6名(1)
	1~2級修了者	0名( )		1名( )
	3級修了者	0名( )		0名( )
	その他	0名( )		1名( )

( ) 内は男性再掲 ※職員は随時変更している場合があります。

#### (4) 設備の概要

定員		30名	介護者教室	1室
食堂・機能訓練室		1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽	2室	送迎車	2台
	特殊浴槽	1室	日常動作訓練室	1室
			休憩室	1室

#### (5) サービス提供日時

月曜日から土曜日	8時30分から17時30分
日曜日・祭日	休業日
12月29日から1月3日	

緊急連絡先電話番号 049-292-5700

### 3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。具体的な内容は別添資料をご覧ください。

### 4 料金

(1) 別紙1をご覧ください。

(2) 支払方法

毎月、10日をめぐりに前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

### 5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話等でお問い合わせください。当施設職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または、要支援（1）、同（2）と認定された場合……非該当等となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

#### ④ その他

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合利用者は文書で解約を通知することにより即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことができます。

### 6 当施設のサービスの特徴等

利用者の意思及び人格を尊重して、利用者本人に必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図ると同時に、利用者の社会的孤立感の解消を図るよう努めます。

また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、緊急連絡先、主治医等へ速やかに連絡いたします。

### 8 事故発生時の対応方法

通所介護の提供により事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるとともに、保証人、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行い、記録します。

また、状況に応じて保険者及び埼玉県西部福祉事務所へ報告いたします。そして、賠償すべき事故の場合には、速やかに損害賠償の手続きを行います。

事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止策を講じます。

### 9 第三者評価の実施状況

通所介護サービス、第1号通所型サービスの第三者評価については、実施しておりません。

### 10 送迎に要する費用

通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用については以下の通りとする。

- ・ 事業所から、片道おおむね10キロ未満 0円
- ・ 事業所から、片道おおむね10キロ以上 500円

緊急連絡先①	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
緊急連絡先②	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

○ 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

<p>☆サービス相談等窓口☆</p> <p>1 通所介護光の丘 担当者等 電話番号 049-292-5700</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決責任者 吉田あつみ</li> <li>・ 苦情受付担当者 天笠真</li> <li>・ 第三者委員 塩野裕</li> </ul> <p style="text-align: center;">(受付時間 10時から16時)</p> <p>2 越生町役場 健康福祉課 高齢者介護担当 電話番号 049-292-3121</p> <p>3 埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号 048-824-2568</p>
--



年 月 日

通所介護サービス、第1号通所型サービスの提供開始にあたり、下記利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県入間郡越生町大字上野3078番地5  
法人名 社会福祉法人 光  
事業所名 光の丘  
説明者 天笠 真 印

私は、事業所から通所介護サービス、第1号通所型サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所  
氏 名 印

保証人

住 所  
氏 名 印